

上市町告示第86号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり廃止したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月18日

上市町長 中川 行孝



小字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の小字の区域を廃止する区域		
	大字名	小字名	地番
上市町	湯上野	大玉屋	12-2、12-3
	法音寺	藤田	3-1、3-2、4 から 6、7-1、7-3、7-4、8-3、8-6、9、10-1、10-4、10-7 から 10-11、14-3、16-3、16-4、17-5、18-2、24-11 から 24-13
		尻江	1-1、1-5、1-7、1-8、2-1、2-2、2-4、2-5、2-7、2-10、2-11、2-12、3、5-1 から 5-4、6 から 8、9-1 から 9-7、10-1 から 10-4、11、12、13-1 から 13-3、14、15-1 から 15-4、15-8 から 15-13、16-2、16-4、16-6 から 16-8、18-6、18-10
	横法音寺	石田	9 から 13、14-1 から 14-5、15 から 19、20-2 から 20-4
	大坪	出戸	28-1、28-2、29、30
		梅田	20-1、20-7、71、72
	稗田	横市	16-1、17-1、18-1、19-1、20 から 22、43-2、43-3
	三日市	横市	15、16-1、16-5、21-2、21-3、22-1、22-2

上記の区域内にある町有地を含む。